

令和3年

松前町議会

第3回臨時会会議録

令和3年 4月16日 開会

令和3年 4月16日 閉会

松前町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表	1 頁
----------------------	-----

令和3年 4月16日(金曜日) 第1号

○議事日程	2 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出席議員	2 頁
○欠席議員	2 頁
○出席説明員	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	2 頁
○議長あいさつ	3 頁
○開会宣告・開議宣告	3 頁
○諸般の報告・議事日程	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	3 頁
○日程第2 議会運営委員会報告	3 頁
○日程第3 会期の決定	3 頁
○日程第4 議案第25号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第3回)(提案 説明・質疑・討論・採決)	4 頁
○日程第5 議案第26号 契約の締結について(提案説明・質疑・討論・採決)	18 頁
○日程第6 議案第27号 財産の取得について(提案説明・質疑・討論・採決)	19 頁
○閉会宣告	20 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
25	令和3年度松前町一般会計補正予算(第3回)	3. 4. 16	原案可決
26	契約の締結について	同 上	同 上
27	財産の取得について	同 上	同 上

令和3年 4月16日（金曜日）第1号

令和3年
松前町議会第3回臨時会
令和3年 4月16日(金曜日) 第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議案第25号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第3回)
 - 日程第5 議案第26号 契約の締結について
 - 日程第6 議案第27号 財産の取得について
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議案第25号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第2回)
 - 日程第5 議案第26号 契約の締結について
 - 日程第6 議案第27号 財産の取得について
-

◎出席議員(12名)

議長 12番 伊藤 幸司 君	副議長 11番 堺 繁光 君
1番 疋田 清美 君	2番 飯田 幸仁 君
3番 沼山 雄平 君	4番 宮本 理恵子 君
5番 福原 英夫 君	6番 近江 武 君
7番 工藤 松子 君	8番 西川 敏郎 君
9番 梶谷 康介 君	10番 斉藤 勝 君

◎欠席議員(0名)

◎出席説明員

町 長 石山 英雄 君	副町長 若佐 智弘 君
総務課長 尾坂 一範 君	政策財政課長 佐藤 隆信 君
税務課長 三浦 忠男 君	農林畜産課長 福井 純一 君
農林畜産課参事兼肉牛改良センター所長	商工観光課長 田中 建一 君
三谷 幸一 君	教育長 宮島 武司 君
文化社会教育課長 高橋 光二 君	監査室長 鍋島 孝明 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 鍋島 孝明 君	議会事務局次長 佐藤 巧 君
議会事務局書記 三上 大輔 君	

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和3年松前町議会第3回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和3年松前町議会第3回臨時会を開会致します。
直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番齊藤勝君、1番疋田清美君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 先程開催された議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程については、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上で報告を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎議案第25号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第3回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第25号、令和3年度松前町一般会計補正予算(第3回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) ただ今議案となりました議案第25号、令和3年度松前町一般会計補正予算(第3回)は、令和2年度国の補正予算第3号で本省繰越により、令和3年度予算で執行されることとなった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を主とした予算を補正するものです。

それでは、議案に基づき説明させていただきます。

令和3年度松前町の一般会計補正予算(第3回)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2千640万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2千370万1千円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。まずは歳出からです。9ページをご覧ください。

3. 歳出です。2款1項1目12節各委託料合計で、302万5千円の追加計上です。行政情報システム改修業務委託料5万5千円では、前回の第2回臨時会において、新型コロナウイルスワクチンの町内接種者の記録を国のシステムにデータ連携する改修予算69万9千円を可決いただいたところですが、その後、国からマイナンバーとの連携の仕様が急遽示されたことから、その改修費用の追加をするものです。続いて、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策例規整備支援業務委託料297万円では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業として実施するもので、コロナ禍における感染防止対策の一環として、脱はんこは、手続きのデジタル化などが進められており、当町における各種例規の見直しを図るための経費の計上です。なお、参考資料として、16ページに例規整備支援業務委託事業の概要を、そして14ページから15ページに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の各事業への充当状況を添付しておりますので、ご参照をお願いします。

次に、9ページ、3目財産管理費で1千39万6千円の追加計上です。10節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策庁舎管理修繕料で92万7千円、17節同事業備品購入費で946万9千円の計上です。修繕料では、機構改編により、旧税務課のスペースを三密対策の一環として、来客応接スペースを設置したところですが、床の状態がかなり悪いことから、その張り替えなどを実施する経費の計上です。備品購入費では、感染防止対策の一環として、人の出入りが多い公共施設を中心に、ウイルスの除菌効果のある次亜塩素酸空間除菌脱臭器31台を購入し、役場他6施設に配置するための経費の計上です。次に、5目14節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策ふれあい交流センター空調設備工事請負費で、496万1千円の追加計上です。これは、利用頻度の高い、ふれあい交流センター集会室に換気機能付きエアコンを設置するための経費の計上です。なお、参考資料として、17ページにふれあい交流センター空調設備工事の概要を添付しておりますので、ご

参照を願います。

10ページです。7款1項1目18節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策各種補助金合計で、1億円の追加計上です。生活応援商品券発行事業補助金7千万円では、町民1人につき1万円の給付型商品券を発行し、個人消費の喚起と町内経済の活性化を図るもので、5月31日現在の住民登録を基本として、7月1日から12月31日を有効期限として発行を予定するものです。次に、消費循環型クーポン券発行事業補助金2千万円では、消費の循環を図るため、昨年度も実施して好評であった同事業を対象業種を拡大したうえで、対象店舗で1千円の利用に対し、300円のクーポン券が配布され、他の店舗で利用できるもので、7月下旬から9月30日までの利用期間での実施予定とし、消費の活性化を図るものであります。次に、消費喚起キャンペーン事業補助金300万円では、昨年度も年末に実施し好評であったもので、対象店舗でスタンプカードに500円ごとに1個押印され、6個集めた時点で応募でき、抽選により景品のあたるスタンプラリーであり、1月1日から12月31日までの利用期間での実施予定とし、消費喚起を図るものであります。次に、宿泊施設等利用キャンペーン事業補助金700万円では、町民向けと観光客向けの二つがあり、町民向けでは宿泊施設等対象店舗において、2人以上の会食をした場合に1人2千円を上限として、料金の30%を割り引くといったものです。また、観光客向けでは、宿泊客を対象に1人1泊につき、2千円の地域商品券を配布し、宿泊滞在中に対象店舗で利用できるものであり、10月1日から3月31日までの利用期間での実施予定とし、利用増加を図るものであります。いずれも町内景気の底上げと、ウィズ・コロナ、アフターコロナに対応して実施するものであるため、感染状況を見極めながら実施するものであります。なお、参考資料として、18ページから19ページに商工振興事業の概要を添付しておりますので、ご参照願います。

11ページです。9款1項1目18節渡島西部広域事務組合負担金(消防部門)等で、193万2千円の追加計上です。渡島西部広域事務組合負担金(消防部門)50万2千円では、救急車に積載する自動心臓マッサージ器の作動不良による部品の交換修繕であります。次に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策渡島西部広域事務組合負担金(消防部門)143万円では、感染症患者を外部から遮断し、感染防止を図りながら安全に搬送するための引圧式患者搬送機材を購入する経費であります。

12ページです。10款4項4目社会教育施設管理費で、548万1千円の追加計上です。14節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策町民総合センター空調設備工事請負費で、429万円の計上です。これは、使用頻度が高く、三密になりやすい町民総合センターの1階和室2部屋と2階小会議室に換気機能付きエアコンを設置するための経費の計上です。続いて、17節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策町民総合センター管理備品購入費で、119万1千円の計上です。これは、コロナ禍において需要が増しているウェブ会議等に対応するため、町民総合センターの一部会議室を各種リモートワークができるように、液晶テレビやプロジェクター等の関連機器を整備するための経費の計上です。なお、参考資料として、20ページに町民総合センター空調設備工事の概要を添付しております。更には、21ページに町民総合センター管理備品購入事業の概要を添付しておりますので、ご参照願います。

次に12ページ、7目10節消耗品費と印刷製本費の合計で、60万7千円の追加計上です。消耗品費11万2千円では、公益財団法人日本城郭協会が日本百名城カードを作成しており、今回日本の復元天守のカードを作成し、その中に松前城が含まれております。このカードはお城ファンに根強い人気があることから、松前城資料館においても松前城カ

ードの販売を計画しており、日本城郭協会では一律に販売価格300円、卸価格223円と決められているため、日本城郭協会から卸価格で500枚分のカードを購入する経費の計上です。また、歳入において、カード販売代金として1枚300円の500枚分を計上しているところであります。次に、印刷製本費49万5千円では、松前城資料館リーフレット5万枚の増刷経費であり、当初予算において計上もれがあったことから、今回計上するものであります。

以上が歳出です。次に歳入です。6ページをご覧ください。

2. 歳入です。10款1項1目1節地方交付税で、2千345万1千円の追加計上です。これは、歳出額に対しての財源調整による計上分です。

7ページです。14款2項1目1節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、1億280万1千円の追加計上です。これは、歳出で計上しております新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業に対する国庫補助金の計上です。なお、交付限度額は、1億2千825万8千円であり、今回の補正において全額充当済みとなつとります。

8ページです。20款5項6目1節日本百名城カード発行代金で、15万円の追加計上です。これは、歳出でも説明しましたが、1枚300円で500枚を販売する松前城のカード代金の計上です。

以上が歳入です。2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額49億9千729万9千円に、補正額1億2千640万2千円を追加し、補正後の額を51億2千370万1千円にするものでございます。

3ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額1億2千640万2千円を追加し、補正後の額を51億2千370万1千円にするものでございます。

以上で議案第25号、令和3年度松前町一般会計補正予算(第3回)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) ただ今、傍聴者退場のため、暫時休憩を致します。

(休憩 午前10時14分)

(再開 午前10時16分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

6番近江君。

○6番(近江武君) 10ページの7款商工費、18節負担金及び交付金1億円について、参考資料の18ページに内訳がありますが、1人1枚のクーポン券について、配布の金額の米印で5千円分は、商工会加盟店のみと限定しておりますが、その説明をお願いしたい。

もう1点は、松前町には個人的に営業してる業者が300店あると、くらいありますというお話を伺っています。そのうち、商工会に加盟してる店舗が200件ということですが、事情がありまして、商工会に加盟してない店もあるわけでありまして。この感染症で落ち込んでいる個人消費の喚起と、町内の経済の活性化を図るための事業ですので、加盟店の利用額を撤廃して、全店舗に全額利用できるようにと考えますが、その考え方を伺いたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) おはようございます。

近江議員の質問にお答え致します。1点目、生活応援商品券発行事業の商品券の配布にあたって、5千円分を商工会加盟店の利用に限定している、その真意はということであります。この商工会の、今回配布致します商品券につきましては、前回同様利用店舗の全店舗で利用できる共通点と、商工会加盟店のみ利用できる限定券をそれぞれ同額の割合で配布することとしております。

そこで、商工会の加盟店に利用限定する考えたであります。前回の実施の例からも見て、大型店舗の利用割合が全体の約6割くらいになってございます。どうしても小規模店舗の利用が低くなるものですから、何とか商工会加盟店のみの限定券を発行して、小規模店の利用を促進する、支援をするといった考え方で、こういった限定券の発行に至ってございます。

それと、加盟店の利用枠を撤廃して全店舗に利用できるようにといった考え方であります。現在、現時点で把握している事業者の数ですが、商工会加盟店が202軒、未加盟店が130軒、合計で332軒ございます。従来に参加店の募集につきましては、町内の事業者から幅広く募集ということで、主には商工会加盟店に案内をして募集していたところですが、今回は参考資料にもありますように、松前町ウイズ・コロナ感染防止対策協議会加盟店から募集するという事になってございます。安全に取り組んでいる、そういった店舗から幅広く募集しようと。

ただし、町内の商工業の振興につきましては、商工会が大きな役割を果たしてございます。そういった意味で、この限定券の発行に合わせて商工会への加盟も促進していきたいというふうに考えておりますので、ご理解お願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 6番近江君。

○6番(近江武君) 事情についてはわかりましたけれども、今ですね、各町内に無店舗の地域がかなりあります。その中で細々と営業している店もあるんですよ。そういう店が商工会に入れないという事情も抱えております。ですからね、そういう将来的に地域の店がなくなった場合ね、買い物難民として浮き上がってきてね、最終的には本町の方はいいですよ、いいですけども、市外の方に行くとはですね、そういう点が、事情があるんです。ですから、そういう点も含めてね、やっぱり本町のみでなくて、松前町全体の地域のことを考えた場合にね、私は枠、枠の撤廃っていうのはね、やっぱりやるべきだというふうに考えております。再度、考えをお聞かせください。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) 加盟店の撤廃の話でありますけれども、近江議員のおっしゃるとおり、今各地域には店舗の数が少なくなってきております。買い物難民を出さないためにも、そういった地域の商店を利用するようなことは必要なかなというふうには考えてございます。いずれにしても、これは商工会の方と、こういった意見が出てるといったことで、そういった未加盟店の支援も一緒になって考えていければなと思っておりますので、ご理解よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) その他ありませんか。

3番沼山君。

○3番(沼山雄平君) 9ページの2款1項1目12節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策例規整備支援業務委託料に関してであります。説明資料の16ページです。

ここで、事業の目的の内容についてであります。事業の目的の後半部分の行政手続における住民の利便性向上と、自治体業務の更なる効率化に資することを目的とするあり

ます。現在デジタル化が加速する中で、町民の行政手続がどのように変わっていくか注目を集めております。ここでいう住民の利便性向上というものはどういうものなのか、どういう姿なのか、どういう仕組みなのか、その辺ちょっと今の段階でわかる範囲内でお答えをいただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今の沼山議員の質問です。住民の利便性の姿というふうなことで、まず第1点目っていうか、今回の目的については、コロナ対策が一番の目的であります。当然役場に何かの申請来たり、そういうふうなことになるれば窓口の対応だとか、押印、特に押印したり、そこで書いてもらうというふうな形で時間もかかるというふうな形で、それらを最終的にはマイナンバーカードを使って、これから国の方で進めて来るとは思いますけども、オンラインでできるようなシステムを最終的に、数年かかるかもしれませんが、最終目的はそういうふうな形で、とりあえず今年度中に関係する例規を整備しまして、まず脱はんこに向けて、どのような取り組みができるか。それによって少しでも町民が申請の時間が短くなったり、職員の対応の時間が短くなったりして、効率的に行けるんじゃないかというふうなことを考えまして、この事業を計上した次第であります。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 3番沼山君。

○3番(沼山雄平君) それで、今の段階で、住民が利便性向上、これは、例えばですね、住民票とか印鑑証明なるものなのか。どういったものまで、ちょっと今の段階で考えているのか、教えていただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 現時点では、まださらの状態ではあります。これから国から求められている要請なんかを確認しながらやっていくこととなりますが、戸籍の例えば申請だとかであれば、国の方でもうルールが決まっていますので、それは国の方のルールにのっかってやるというふうな形になりますが、基本的に町が単独でやってる、例えば各種集会施設の申し込みの申請だとか、そういうのも今は印鑑押してもらって出してもらってるんですけども、そういうのは完全に撤廃する方向で、脱はんこに向けて取り組みたいというふうな形で考えております。

更に、将来的にマイナンバーカードなりを使ったオンラインに向けては、ある程度国の方から進むべき方向を示されているものがあります。例えば、処理件数が多くて、住民の利便性の向上や業務の効率化が高いと考えられる手続きなどで、例えば税の申告手続き、各種施設の利用予約、例えば選区の不在者投票の請求、これらについて、全部で24件早めにやるようにと。

更には、住民のライフイベントに際してワンストップで行うために必要と考えられる手続きということで、子育ての関係、介護の関係など。例えば介護の関係であれば、要介護、要支援認定の申請など、これらについて、国の方ではオンライン化を早めに地方公共団体は進めるようにというふうな形で要請が来ておりますので、その辺の洗い出しも含めて、今回自分達の例規、持っている例規の中でどれができるのか、どれがやれるのかというふうな形で考えながら進めて行きたいというふうな形で考えております。最終的には、住民の利便性、更には事務の手続きの簡素化が図れるものというふうな形で考えております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 3番沼山君。

○3番(沼山雄平君) 1店だけちょっと確認をさせていただきたいと思います。そうした

場合にオンライン決済なるものがどうしてもついて回ると思うんですが、このオンライン決済は、どういった形になるのか。今の段階で十分ですので、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 現在当町においての決裁は、皆さんご存じのとおり、それぞれ起案者から、町長までの流れで印鑑を押しながら決裁をしているところであり、最終的にはオンラインの中で決裁という形で、もう既に大都市なんかは進んでるところもありますので、その辺も、すぐには多分できないとは思うんですが、時間をかけて検討していかなければならない課題の一つだというふうな形で。

決済、その決済、失礼しました。住民が、例えば何かの施設の申請だとか、クレジット決済が基本的になると思います。ふるさと納税なんかはクレジット決済なり、例えばPay Payの決済なり、そういうふうな仕組みが地方公共団体もできますので、そういうふうな形であってやる方向になると思われま。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

5番福原君。

○5番(福原英夫君) モニター制度が導入されて、初めての議会ですんでね、やはり緊張してます。そんな意味では、少し質問させていただきます。

ページ10ページ、商工費、新型コロナウイルス感染症対策、緊急経済対策、予算が1億円、財源国庫支出金8千206万7千円、一般財源1千793万3千円、大きいお金でございます。そんな中で参考資料を中心に、基に質問させていただきます。

ページ18ページ、商工事業費の概要から、まず1点目、今回の新型コロナウイルス感染症対策経済事業、ほぼ通年通じて実施されるとみておるんです。それで、商工観光課は通年通じて事業を展開しておりますんでね、事務体制が大丈夫かなというのが一つなんです。それで商工会もこれだけのものを扱う事務体制が大丈夫かなあとう気持ち、まず1点目質問させていただきます。

2点目、事務費に計上した、事業別に事務費を計上してございます。総額526万円。これは、どのような考え方でこのように個別に予算化をしてしまったのか。一つにまとめて、そうして事業を展開してもら。何かそんな考え方があったのかなあということで、軽減できる部分は軽減した方がいいんでないかなあとう気持ちで質問させていただきます。

次に、今回の事業について伺います。近江商人の三方良しの商いの原理、企画良し、配布(受け取り)良し、利用者、事業者良しでなければ私はならないと思ってるんですよ。そんなことから、昨年実施した事業の反省評価の基に、あらゆる面から検討し、企画されたプランだと思います。本当にご苦労様でした。このことで消費が喚起され、町民の元気回復になればいいなあと思ってるんです。

それで、まずナンバー3事業、ちょっと具体的に、去年の反省からこの3番目の事業が、すごくみんな期待してスタンプを押してもらったんですけども、結果的にそんなに恩恵がなかったんですよ、ある一部の人達。それで、スタンプカードで参加した人達には何か景品か参加賞のようなものがあるのかなあと思ったりして。それ一つ。

それと、ナンバー4の事業、観光客向けなのか、町民向けなのか説明でわかりました。町民が利用する時に、このナンバー4はどのような使い方があるのかなあ、活かし方があるのかなあというのが、ちょっとわからなかったんです。それで、この事業が、事業者の要望があれば、運用面から許せる範囲内で事業プランが柔軟に対応してもらえるのかなと。俗に言う節内流用です、節の中の流用が可能なのか。利用がいっぱいあるものと

利用が少ないもの、これとおしてできないかなということなんです。そうすつこの事業者としては、ああ、そういうふうにしてくれんであればいいなあという気持ちにもなるんじゃないかなあということ、町民もまた利益があるなあというふうに考えましたんで、そのところをちょっとご答弁願います。

それと、これをひとまとめにしたこの事業、前回お歳暮だとかの夏と冬の物産の提供がありますけれども、それをまとめて町民がわかりやすくチラシをつくってもらえないかなあという気持ちなんです。その都度の事業のチラシ入るでしょう、一括したものと、その都度の事業を町広報に折り込みにしてくれれば、町民はなおわかりやすいかなあということなんです。

それで、最後ですけども、観光客のコロナ感染防止対策が事業費として盛り込まれていないなあ。今回お花見、いろんな町民が随分イエローのカードを出してました、大丈夫かなあ、大丈夫かなあというイエローカードが随分出てましたんでね。事業費が盛り込まれていないんで、もう既に予算があるんであればいいですけども、検温器であり、消毒薬であり、検温をした人の確認ワッペンであり、それを担当する人員の確保。こういう予算はどうだったのかなあ。後日補正予算で、いや、既存の予算でやるよというふうなことであればいいんですけど、せつかくコロナ対策の予算はこういうふうにつきましたんでね、そのことをご答弁いただいて、まず1回目の質問を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) まず1点目の事務体制であります。ご心配いただきどうもありがとうございます。実際、これからさくらまつりを迎えるにあたって、補助金の事務等々、いろいろ忙しくなるころではあります。しかしながら、さくらまつりにつきましては、各課職員に協力をいただきながら、何とかやれるといった状況でございます。また、今回の補助金4本ありますけれども、こちらは商工会に補助するものであると。商工会と連携をとりながら、一緒になって事務を進めるといったことで、何とかこの体制で乗り切りたいというふうにご考えてございます。

それと、2点目の事務費の計上についてです。四つの事業、それぞれ合計で事務費の総額が526万円でございます。この主な中身になるんですけども、各事業とも商品券をつくったり、クーポン券をつくったり、そのための普及啓発費であったり、更には事業を推進するための商工会の職員の手当、そういったものが主になってございます。また、質問の中で、一つにまとめたらというような話もございましたけれども、そういったことも一つ検討の材料なのかなとは思いますが、各種事業をそれぞれ、時期も異なりながら、内容も含めて異なりながら実施するものですから、あえて事業ごとに分けたといったことで、ご理解をいただければなというふうに思っております。

3点目であります。ナンバー3事業、消費喚起キャンペーン事業のスタンプラリーの関係かと思えます。参加者に対する景品、参加賞はあるのかといった部分なんですけども、前回実施した例でいきますと、参加いただいた応募総数は、4万7千736枚にのぼっております。カード1枚3千円ですから、3千円分なので、消費金額に致しましては1億4千300万の大きな事業になったかなというふうにご覧いただけます。また、その中での参加景品ということは、参加賞は特にございませんが、参加景品と致しまして総額350本、これは抽選でありますけれども、こういった景品を用意して今回の、前回はスタンプラリーに参加していただいたと。考え方は、今回も同じであります。

4番目であります。ナンバー4事業の宿泊施設等利用キャンペーン事業補助金、町民割の、町民が利用する利点ってということになるのでしょうか。こちらなんですけれども、ま

ず町民割の考え方なんですけれども、コロナ禍で外出控えなどで飲食店等利用しづらい、利用できない状況にございます。何とか新北海道スタイルに準じた形で飲食楽しんでいただこうといった形で、町民の方に利用金額の30%割り引いた形で何とか利用していただきたいと。その数は、参考資料にもありますように、約2千300人分の予算を計上しております。こういった部分で、町民の方に幅広く飲食店を利用していただければなといった考え方でございます。

それと、5点目の各種事業の柔軟な運用というふうな質問かと思えます。各事業の詳細の内容につきましては、これから対象店舗等含めて運用協議する形になります。その中で利用者が便利であったり、利用店舗においても円滑に進めれるというようなものがあれば、そういった運用面での運用は柔軟に対応していければなというふうに考えてございます。

また、6番目のチラシの関係でございます。従来は各事業ごとに先ほどの事務費を計上しておりますので、その事業ごとにチラシを配布してございました。先ほどの質問は、そういった事業を一つにまとめてはどうかといった質問かなというふうにございますので、こちらは、補助事業者である商工会の方ともちょっと検討しながら、町民の方、利用者にとってわかりやすいようなチラシの作成に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それと7点目、コロナ対策の事業費が今回盛られていないといった内容かと思えます。各イベントにつきましては、特に観光協会が実施致します春季事業、夏季、秋季、冬季事業につきましては、観光協会補助金の中で感染防止対策費を計上して、これで対応しておりますので、既存の予算の中で十分足りるかなというふうに考えてございます。また、人員の確保につきましても、さくらまつり同様、今後ひかえてる部分ではマグロまつりという部分もあるので、各課職員に、これもまた協力をいただきながら、何とか事業を進めて行きたいというふうに考えてございますので、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) ありがとうございます。そうすると、一つ目の事務体制、これは大丈夫だというふうに捉えていいですね。健康管理だけは十分に、負担にならないように、その時には、町長であり、副町長にね、お願いしたらいいと思います。それは、答弁よろしいです。

それと、この2番目に質問した事務費の関係ですけれども、やはり捉える側とすれば、やはり一つにまとめた方がいいんでないかと、まとめれるものはまとめた方がいいんでないかという考えになりますのでね。余ったら補正減にすればいいんですから、それとまた節の中で流用して、そして今のコロナ対策のものに使ったって、それは、まあ決裁をとらなければなりませんけれどもね、伺いとらなければなりませんけれども、やはりそのところはもう一度考えておいた方がいいんでないかなと思ってました。

その次に、スタンプカードの関係、3番目の。300万ほどで1億4千万の経済効果があったということは、すごいもんだなあと思って、改めて。それだけ、町民の方々が期待して、我が家も買いました。しかし、私達の知ってる人も買いました。しかし、みんな残念でしたけれども、結果的にはね。それで、やあ、来年どうすっかなあと思ってたらこういうようなことになったもんですからね。十分にそのところ検討してみて。やはりこれだけの利益があるんであれば、やはり1割でも2割でも、そういうふうに応募した人達に還元したらいいんでないだろうか。スタンプラリーのスタンプ6千円使ってでしょ。そうすると、1割でも2割でも還元するようなことも考えてもいいんでないでしょうか。ちょっとそこ検討してください。

それと、ナンバー４の関係の事業の、そうすつと松前の町民はこの事業で食事などでは使えるというふうに捉えていいんでしょうか。そうすると、この事業とナンバー２の事業と二つ重なるということになりますね。町民は二つの事業で飲食ができるというふうに捉えていいんでしょうか。そここのところ、答弁願います。

それとチラシの配布、検討したいということでわかりました。それと、コロナ感染防止対策、わかりました。今の答弁の関係で、質問の関係で答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) まず、１点目事務費についてであります。今後の課題ということで検討させてください。よろしくお願い致します。

また、スタンプカードの関係であります。こちらについても、前回は上回るような応募があるように魅力付け、こういったものを関係機関とも協議してまいりたいと思います。

次に、町民割、④事業と②事業の関係であります。今回町民割では、食事を楽しんでいただくのと、飲食を楽しんでいただくということでありまして。②も、同じく②はクーポン券を使って飲食を楽しんでいただくといったことで、②はクーポン券、④はその場で料金が割り引かれるといった形で、お互いに食事を楽しんでいただける事業になってるということでご理解願います。

それと、??の事業につきましては、参考資料の１９ページにありますように、事業スケジュールにあるナンバー２事業につきましては、７月の下旬から９月まで。それとナンバー４事業の町民割については、１０月開始で３月いっぱいまでといった形で考えてございます。

○議長(伊藤幸司君) ５番福原君。

○５番(福原英夫君) よくわかりました。１点目の事務体制、そんなことで頑張ってください。

それと、今の３と４ですけれども、それと２の関係ですけれども、いろいろ考え方があってのね、こういう企画だと思えます。何も企画が悪いということは、いつも思ってるように悪いとは思ってません。ただ、もっとこのことの活用で町民が元気を、町民の元気を取り戻してほしいなあと、この自粛自粛で行動が制限されてる。事業者もこのことで、やはり事業収益は上げてもらいたい。そういうことを考えますとね、やはり運用面で、やはり柔軟に対応してもらいたいっていうのは、私の最後の質問なんです。そここのところを、もう一度柔軟に対応してもらえるかどうかっていうことを答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) 事業を柔軟にという話がございまして。やはり、この消費喚起事業は、町民の方に喜ばれる、福原議員が言うように町民の元気の回復に繋げる、そういった事業になるかと思えます。今回予算挙げてる事業につきましては、それぞれ対象店舗もございまして。対象店舗からもいろんな意見、特に消費者に関する意見なんかも聞きながら、どういう形で柔軟に対応できるのか、検討させていただきたいと思えますので、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) ２番。

○２番(飯田幸仁君) 参考資料の８ページで質問したいと思えます。２０款ですね、雑入の日本百名城カード発行代金１５万円ってありますけれども、これカラー写真のカードのイメージがちょっとあるんですけども、実は４月にFacebookの方で松前城の御朱印の城バージョン、御城印っていうのが発行されましたっていうふうな情報も流れてるんですが、このカード発行代金っていうのは、御城印とはまた違うんでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 文化社会教育課長。

○文化社会教育課長(高橋光二君) 飯田議員の質問にお答え致します。この百名城カードにつきましては、このたび、4月に入ってから新に発行される、城郭協会の方でつくってカードでありまして、先日報道されております御城印の紙については、当初予算で計上しておりまして、これとは別に、雑入で御城印発行代金として受ける形で予算計上しているところでありまして。

○議長(伊藤幸司君) 2番飯田君。

○2番(飯田幸仁君) 松前城に関しまして入館者をはじめ、松前の大切な財源だというふうに認識しておりますので、こういった写真、例えばカードですとか、あるいは先ほど申し上げました御城印ですとか、直接松前町に財源として収入が得られるものは、もっとたくさん広告、あるいは周知していただきまして、そういった松前の財源に役に立ててもらえればなというふうに思っておりますが、この御城印についてはとか、これは、ごめんなさい、百名城カードについては、発行枚数今決められてるんですよね。では、ないんでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 文化社会教育課長。

○文化社会教育課長(高橋光二君) 百名城カードにつきましては、うちらの方には1千枚つくるというふうに聞いております。その中で、松前町としては今回全国のカードの売上状況等調べた中で、とりあえず500枚を購入して発行しようということで、この状況を見ながら、追加もあり得ると考えております。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

7番工藤君。

○7番(工藤松子君) 9ページ、2款1項3目17節の庁舎管理備品購入費についてですが、空間除菌脱臭器31台となっておりますが、役場庁舎、本庁他6施設、その他ちゅう部分。それから役場庁舎の、これから夏場にかけては自然換気もできるかもしれませんが、どうい、主にどういところに億のかっちゅうことについて。

それから、10ページ、7款1項1目18節、参考資料では18ページから19ページについての商工会関係にわたる部分ですが、どの部分もウイズ・コロナ感染防止対策協議会加盟店から募集して、その応募した店しか使えないような書き方なってるんですが、いったいどこのお店で使えるものか。それから、町民にどうやっていろいろな応募した店をどうやって報せるのか。商工会の加盟店ちゅうのは一覧で、いつも何かやるたんびにもらってわかるんですけども、協議会加盟店から更に募集して使える店をってことなんで、大分しぼられちゃって、いったいどこで使えるかっちゅうふうに、早くに町民に報せてほしいと思ひまして質問します。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 1点目の庁舎管理備品購入費の関係につきまして、お答え申し上げます。参考資料の方に役場本庁舎他6施設で設置というふうなことで、役場の他に各支所、大島、小島、大沢で3箇所、ふれあい交流センター、唐津のふれあい交流センター、更には建設水道課の庁舎と清部保育所というふうな形で全部で7箇所に設置を考えております。

そして、利用の方法なんですけど、工藤議員おっしゃってたとおり、夏場については窓開けてるんで、基本的に換気は大丈夫だというふうなことで、秋以降、冬場について、やはり窓を閉めてる状態で、今現在も何時間かに1回は換気もしてるんですけど、特に冬場について換気がなかなか上手くないってないものですから、その部分に対して設置をしたいとい

うふうに考えております。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) 商工振興事業の各事業において、利用店舗、松前町ウイズ・コロナ感染防止対策協議会加盟店から募集ということにさせていただきます。これまでの消費喚起事業につきましては、商工会を中心に致しまして、町内の事業者から広く募集ということになってございます。今回は感染防止対策をとっている事業者から、まずは募集を受けようということで、対象者が絞られるってということではなくて、逆に今回は広がるということでご理解いただければなというふうでございます。商工会加盟店以外にもお声がけをして、そういった対策をとっている事業者から広く募集するという意味でございます。

また、どこで使えるか、町民にどのように報せるかであります。昨年の例で申し上げますと、例えばクーポン券事業の開始、生活応援商品券の開始、それぞれ町広報で店舗をお知らせしたり、またはポスターでチラシしたりだとか、そういった形で各種事業がそれぞれ開始の時期が異なりますので、開始に合わせて町広報やポスター等々でご案内したいというふうに思っておりますので、ご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

9番梶谷君。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前10時56分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

○9番(梶谷康介君) こういうコロナのね、状況から考えると、まず終息することが第一の目的ですよね。しかし、やっていることはね、外出移動自粛ってということをお願いしながら、片一方ではお金を出しますから、経済活性化にご協力ください。これ矛盾してませんか、矛盾してると私は思うんですよ。ただね、ただ問題は、こういう状況の中で、なら終息するまで何もしなくていいかっていうことじゃないから、いわゆるウイズ・コロナということでこういう対策をやっているんだと。そういう理解をせざるを得ないと。

問題は、結局はね、町民はそういうことを頭に置きながら、こういういろんな事業利用しながら町内の経済に協力しようということで移動します。事業者側は完全な形で感染防止をするような体制をとって、このいわゆるウイズ・コロナの中で生きて行かなければいけない。

問題はね、事業者側が完全に感染防止対策を実施しているという信じ込みで黙って見ているわけにはいかないっしょ。本当に完全な実施をやっているのかって、こういうチェックをしないといけない。こういう体制ってのはできているんですか、誰がやるんですか、どの程度それが許されるって言うのかね、そういう限界みたいなものきちっと整理してやらんと、本当にせっかくやった事業が、お金をかけながら感染がまん延してくというようなことであれば、これは問題になる。ですから、ウイズ・コロナの中で生きてくためには、これやむを得ないことだという理解をしながら、なら、最小限感染の対策はこのようにやってくっていうものをチェックしながら、これは進めなければいけない事業だと思います。そういう監視体制はどのようになっていますか。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) ウイズ・コロナ協議会、3月15日に設立を致しまして、現在4月2日に案内を出しました。今現在109軒ほどの事業者が、まず加盟店に加入をしていただきました。今回は加入申し込みの中に感染防止対策チェックシートというものも同封させていただいております。その中には、事業者が実施する感染防止対策、手洗いの徹底だったり、ソーシャルディスタンスであったり、三つの密等々ですね、六つの項目から、これはセルフチェックでありますけれども、まずはチェックをしていただくということで、今取り進めてございます。

これから、ウイズ・コロナの幹事会であります商工会、各団体、役場も入っております。こういった幹事の職員が、担当の者が各店舗に見回りまして、チェックシートどおりできてるかどうか、こういった指導に入ります。それで、チェックシートどおり実施できるところにつきましては、のぼり、またステッカーを公布し、町民の方にも、感染防止対策をとっている店であるということをお知らせできるようにしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 中身はわかります。ただ問題はね、そういう立場の人が回って、どこまで権限があるのか。それから後は、一回回ればそれでいいのか、定期的なチェックをするべきなのか。そういう点ではどのようにおさえておりますか。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) 今回の感染防止対策のチェック、1回でいいのか、定期的なチェックが必要かといった部分になるかと思います。協議会の中に、先ほど申し上げました幹事会というものがございます。まず、各幹事会には、例えば商工会加盟店であれば、商工会の方から手紙での徹底の呼びかけだったり、そういったものは継続的に実施していこうということで、幹事会の中では話はされています。

ただ、定期的なチェックということになると、なかなか難しいというのが現状ではありますけれども、のぼり、ステッカーの表示されている店を町民の方が利用した場合、できてないよねっていった苦情は、多分商工会事務局の方に来ると思います。こういった形で町内にこの対策が広まることによって、町民の方が監視役になってくれるだろうということを今期待して、この事業を進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) せっかくやる事業ですからね、結果として悪い方向に行かれちゃ、町としても町民としても大変なことです。できるだけ完全な形で実行していただきたいなと、そう思います。無事であることを祈ります、終わります。

○議長(伊藤幸司君) 他にございませんか。

10番齊藤君。

○10番(齊藤勝君) 大体前の方が質疑しましたので、私はもう端折ってやらさせていただきます。

まず、観光課長、商工観光課長に聞きますけれども、先ほど5番議員からも1億円を予定外に商工会に取り扱わせることになるので、私は現有のスタッフで大丈夫かなという心配はしております。商工業者が商工会の役員の人に聞いたら、大変ありがたい、けど、最後の処理まで心配だと、こういうことも役員の方が話しておりますのでね、スタッフが足りない、あるいは手続きが進まない、というようなことになったら、町サイドでも全面的に応援して処理しますよということであればいいんですが、この点について、まずご答弁をいただきたいと思います。

それから、第2点目ですけれども、商工会の加盟店、未加盟店の話は、双方で332と、さっき答弁いただきました。ただ、ウイズ・コロナ感染防対協の数字が発表になっておりませんね。だから、この332のうちの何軒がこれに加盟することになるのか。あるいは現状は何店ぐらいあるのか、申し込みがあるのかということをご答弁ください。

それから、言葉の使い方が難しくてですね、消費循環型クーポン券発行っていうやつ、さっき5番議員からも話が出てました。消費を循環させるために配布元以外の利用店舗での使用に限定するという、これ意味、私よく理解できないんですよ。???金1千円ごとに1枚を配布、おつりは出ないなんてあるもんですから、ちょっと理解できないんです、この辺はわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

それから、宿泊施設の利用キャンペーンの関係で、町民割で2人以上の利用を条件に、会計する時に利用料金の30%を割引すると、上限2千円と表現してありますが、これは2人で行って2千円なのか、2人で行けば1人2千円なのか、限度がですよ。その辺もよくわかってないと思いますので、これも説明してください。

申請方法の中に、利用店舗に予算を割り当て、利用実績に応じて割引分を公布すると、こういう表現してありますが、これ誰が割り当てて、誰が公布するんですか、具体的に教えてください。

それから、宿泊客を対象に、1人1泊について2千円分の地域商品券を公布すると。これ、例えば4人で行けば8千円になるのか、2泊すれば1万6千円になるのか。この辺のことも具体的に教えてください。

それから、19ページの事業スケジュールの中に掲載されている観光客の入込数、トータル15万2千人になりますけれども、これ13万5千人さくらまつりに来るってのは、かなり難しいような、私は数字だなと受け止めておりますけれども、多すぎるんでないでしょうかと、こう思いますけれども、課長の考えを教えてください。

更に、さくらまつりには、コロナ感染対策で、大きく、9番議員も言っていましたけど心配する一人です。公園に入る観光客に検問所を設けるんだと、こういうふうに聞いておりますが、何箇所でもどこなのか。検問所で実施する内容と時間帯、更には酒類、つまりアルコールです。アルコールの販売や持ち込みを規制するんだというふうにも聞いておりますので、これも教えてください。数余計ありますので、思い出しながらでいいですから答弁してください。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時08分)

(再開 午前11時22分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) まず、1点目の商工会の体制についてです。ご指摘のとおり、今回提案している四つの事業補助金の他に第2回臨時会で可決いただきました、松前町ウイズ・コロナ感染防止対策協議会を松前商工会が補助事業者となって、1年を通じて実施することになります。開始時期はそれぞれ異なりますが、事業が重複して実施されることから、商工会の事務的な負担は大きいものというふうに感じてございます。事業の推進にあたりましては、当町より派遣の事務局長と連携し、商工観光課のサポート体制を強化しながら、また各種事業の実施にあたっては、対象事業者が加盟する各団体等もござい

ますので、こういったところにも協力を呼びかけ、事務の軽減負担を図って行きたいというふうに考えてございます。

2点目、松前町ウイズ・コロナ感染防止対策協議会の現在の加盟状況になります。対象事業者につきましては、332軒ございます。4月15日現在、会員申し込みのあった事業者は109軒になってございます。

それと、3点目、消費循環型クーポン券発行事業の使用方法についてです。参考資料の内容を改めて説明させていただきます。この消費喚起クーポン券は、利用店舗から配布されたクーポン券を他の店で使っていただくことで、利用店舗全体に消費を行き渡らせるといった仕組みとなっております。使用にあたりましては、利用店舗で1千円使うごとにクーポン券1枚が配布されます。5千円使うと5枚配布されます。クーポン券には配布元の店名が表示されてまして、配布元の店では使用できません。クーポン券を使用する際は、配布元以外の店を利用し、会計時に提出すると1枚300円の割引が受けられると。その際に現金で1千円以上の追い金、持ち出しがあった場合、1千円ごとに更にクーポン券が1枚配布されるといった仕組みになってございます。

ただ、他の商品券と同様に、現金との引き替えや額面以下での支払に対しておつりは出ないといった内容になってございます。

4点目、宿泊施設等利用キャンペーンの関係です。町民割の適用についてかと思えます。町民割は2人で利用した場合に割引が適用されまして、利用者の全員が割引の対象となります。10人で利用した場合は、10人それぞれが会計時に30%割引されます。よって、上限2千円も1人あたりの上限となります。

同じく、等事業の予算の割り当て、割引分の公布、誰が割り当て、誰が公布するかといった内容かと思えます。予算の割り当て、割引分の公布につきましては、松前商工会が行うこととなります。なお、予算の割り当て、公布については、概算払いで店に事前に公布するものではなくて、実績に応じて精算払いする内容になってございます。

それと6番目、宿泊客を対象に1人1泊につき2千円分の地域商品券を公布する。お見込みのおりでありまして、宿泊を条件に泊数と人数分の地域商品券を公布しますので、4人で利用する場合は、各2千円の8千円分と。2泊する場合は1万6千円ということになります。

次に、さくらまつりの関係になります。参考資料19ページ、事業のスケジュール予定表の中に、さくらまつり13万5千人とあります。少し多すぎるのではという意見がございました。この数字は、令和元年度の約75%の人数で、少し多く見過ぎているとの指摘もございますけれども、このコロナ禍において先を見通せないことから、経済を回す意味での期待値としてご理解いただければなというふうに思います。

次に、さくらまつり会場での検温所の設置であります。何箇所はどこかといった質問かと思えます。検温所の設置につきましては、3箇所、松前城下の駐車場（旧法務局跡地）に1箇所、光善寺山門の前に1箇所、六車さん宅前の三叉路に1箇所の設置を考えてございます。

また、検温所で実施する内容と時間帯でございます。内容につきましては、まず来訪者に対し、検温を実施します。検温を済ませた方には、検温済シールを公布し、手、指の消毒を促します。また、マスクの着用左回り通行、任意の名簿記載、園内の食事に関する規制などの注意喚起を行うこととしております。また、検温所の設置時間ですが、午前9時から午後4時30分までとしております。

最後に酒類、アルコールの規制の関係であります。園内につきましては、食事する場所

を松前城本丸広場の1箇所に指定しており、宴会、食べ歩き、アルコールの持ち込み、売店でのアルコールの販売は禁止してございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 10番齊藤君。

○10番(齊藤勝君) 大体了解しました。一つだけ、まだピンとこないのは、循環させるということの中身なんですけども、例えば石山商店で預かってるものがあると。それは石山商店で使えないで、若佐商店はじめ、以外のところで使えるという、そういう受け止め方でいいのであれば、そうですねって言うてくれればいいです。

それから、さくらまつりの関係で検温所、これは無論マスクだとか、体温だとか、そういうことをクリアしたうえでシールを発行するというところで受け止めていいのかどうか。

更には、任意で名簿に記入してもらおうということになるんだらうけども、それは、嫌だと言えば記入しなくてもいいってということになるのかどうか。この辺だけ答弁してください。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) 1点目の消費循環型クーポン券は、そうです。

2点目のさくらまつりの検温所の関係であります。検温所におきまして、検温、消毒、検温でオッケーの人に検温シールを貼ります。次の段階で手指消毒をしていただくといった流れになります。

それと、名簿記載につきましては、これは任意でやってございます。北海道におきましてもアプリを使って登録してくださいといったことにしてあるんですけども、こちらの方も任意でやっていると。なかなか個人情報の管理等々もありますので、これは任意に任せるといった内容でございます。よろしくお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 10番齊藤君。

○10番(齊藤勝君) 1点聞き漏らしました。商工会にかかる負担っていうのは、相当ひどいものがあるってこと、私も本当に認識してるんですよ。ですから、商工観光課としても全面的にバックアップしていくしという答弁であったような気がしますけれども、そういう受け止めていいんですか。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) 商工会の事務体制の支援であります。商工観光課と致しましても、事業推進に向けて全力でバックアップしてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第25号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号 契約の締結について

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第26号、契約の締結についてを議題と致します。
提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第26号、契約の締結について、その内容をご説明申し上げます。本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

工事の名称は、令和3年度施行、令和2年度繰越分松前町肉牛改良センター賃貸型牛舎棟建設事業外構工事。契約の方法は、指名競争入札で、去る4月12日に入札を執行しております。契約の金額は、6千413万円、契約の相手方は、松前町字静浦211番地2に住所を有します株式会社佐藤工業代表取締役佐藤憲八でございます。

なお、入札の結果等につきましては、参考資料として添付しておりますのでご参照願います。

以上が、議案第26号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第26号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号 財産の取得について

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第27号、財産の取得についてを議題と致します。
提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第27号、財産の取得について、その内容をご説明申し上げます。本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

取得する財産は、北海道市町村備荒資金組合が購入し、当該組合から松前町が譲渡を受ける滞納管理システムでございます。当該滞納管理システムは、去る4月7日に譲受申請を行い、翌日の8日付で譲渡決定を受けてございます。取得数量は、滞納管理システムソフトウェア一式。取得価格は1千617万円、取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内に住所を有します北海道市町村備荒資金組合組合長棚野孝夫でございます。

以上が、議案第27号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。
お諮り致します。

議案第27号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって令和3年松前町議会第3回臨時会を閉会致します。

どうもご苦勞様でした。

(閉会 午前11時36分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 齊 藤 勝

署名議員 疋 田 清 美